| | |
|---|---|
| 愛知県 | 試行水準 |
| 三重県 | 試行水準 |
| 京都府 | 試行水準 |
| 大阪府 | 試行水準 |
| 兵庫県 | 試行水準 |
| 和歌山県 | 試行水準 |
| 鳥取県 | 試行水準 |
| 島根県 | 試行水準 |
| 岡山県 | 試行水準 |
| 広島県 | 試行水準 |
| 山口県 | 試行水準 |
| 徳島県 | 試行水準 |
| 香川県 | 試行水準 |
| 愛媛県 | 試行水準 |
| 高知県 | 試行水準 |
| 福岡県 | 試行水準 |
| 佐賀県 | 試行水準 |
| 長崎県 | 試行水準 |
| 熊本県 | 試行水準 |
| 大分県 | 試行水準 |
| 宮崎県 | 試行水準 |
| 鹿児島県 | 試行水準 |

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| ぶり大中型まき網漁業 | 試行水準 |
| ぶりその他大臣許可漁業 | 試行水準 |

第八　みなみまぐろ

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

7,855トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| みなみまぐろ | 7,685 |

**○農林水産省告示第三百五十九号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら | まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら |